

# 奈井江町議会臨時会会議録

平成28年7月22日 開会

平成28年7月22日 閉会

奈 井 江 町 議 会

平成28年第3回奈井江町議会臨時会

平成28年7月22日（金曜日）  
午前10時00分開会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第3号 奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第2号 奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第1号 平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（9人）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北 良 治
副 町	長	相 澤 公
教 育	長	萬 博 文
会 計 管 理 者		篠 田 茂 美
ふるさと振興参事		碓 井 直 樹
まちづくり課長		馬 場 和 浩
くらしと財務課長		小 澤 克 則
おもいやり課長		松 本 正 志
ふるさと商工課長		横 山 誠
ふるさと創生課長		石 塚 俊 也
ふるさと農政課長		辻 脇 泰 弘
まちなみ課長		大 津 一 由

健康ふれあい課長	小澤敏博
やすらぎの家施設長	表久義
教育次長	山崎静
代表監査委員	中野浩二

○欠席した者の氏名（0名）

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	岩口茂
議会庶務係長	東藤美妃代

## 開会・挨拶

### ●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員9名で、定足数に達していますので、平成28年奈井江町議会第3回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番竹森議員、3番遠藤議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

---

## 日程第3 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時01分)

### ●議長

日程第3、議案第3号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

皆さん、改めまして、おはようございます。

第3回臨時会出席、大変お疲れさまです。

それでは議案書の7頁をお開き下さい。

議案第3号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」

平成28年7月22日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、条文の一部整理を行う一方で、現在、町立国保病院に整備を進めておりますサービス付高齢者向け住宅の設置、以下、サ高住として説明をさせて頂きたいと存じますが、その設置に関わる一部改正でございます。

議会資料の5頁をご覧頂きたいと思いますが、病院にあった3階フロア、従来ここには一般病床46床がありまして、2階部分も含めると96床あったものを50床に圧縮をして2階フロアに集約を致しましたが、住民の保健、医療、福祉そして生活を守ることを目的に、3階部分をサ高住に転換をする病院施設の有効活用による転換を行うものでございます。

このため、財政計画においてもサ高住の運営による病院事業会計全体の経常収支及び、単年度実質収支の不足あるいは一般会計からの繰出額の増額はございません。

居室については、A、Bタイプからなる個室が7室、2人での利用を基本とするCタイプが9室、合計16室25人の定員とし、居室の他、約89平方メートルの食堂、約64平方メートルのラウンジもありますので、これらを活用したサークル活動をはじめ、近傍地での農園の利用など、町内外の元気な高齢者、いわゆるアクティブシニアの方を中心に生きがいを感じながらご利用を頂きたいと考えているところであります。

利用料金については、この後、議案第3号にてご議論を頂きたいと存じますが、低所得者にも配慮して、幅広い方々に入居をして頂きたいと考えているところでございます。

議会資料の最終頁になります資料4をご覧下さい。

入居の募集開始につきましては、国の公的賃貸住宅家賃低廉化事業補助計画書の採択以降ということになりますので、現在9月下旬を予定、入居開始については、工事、備品搬入の終わる12月中旬からの予定となっております。

以上、条例の概要について、ご説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第3号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第4、議案第2号「奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の4頁をご覧ください。

議案第2号「奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例の一部を改正する条例」

平成28年7月22日提出、奈井江町長。

本案につきましては、町立国民健康保険病院内に設置するサービス付高齢者向け住宅の入居費等を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を致しますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

改めまして、おはようございます。

それでは私の方で、奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

本条例につきましては、先ほど議案第3号で副町長から提案説明もありました通り、サービス付高齢者向け住宅開設に伴う入居者が負担する入居費等について一定の所得者だけではなく、低所得者にも配慮した入居費等を設定し、広く利用出来る住まいを提供すること、また入居率を高め円滑な住宅運営に繋げていくことを基本として考えており、別表第3と致しまして、収入に応じ4つの段階に区分し設定すること。また、別表第4と致しまして、収入段階別、居室のタイプ別、単身世帯及び2人以上世帯別にそれぞれの入居費、月額等を設定するため、それぞれの表を追加するものであります。

それでは、お手元の臨時会資料より説明をさせていただきますので、資料の8頁、資料3をご覧くださいと思います。

上段の表の収入金額による段階設定についてでございますが、それぞれの収入金額に対する家賃等負担基準額と致しまして、総務省によります27年度の60歳以上の無職で一人暮らし世帯、それと、夫が65歳、妻60歳以上で無職夫婦世帯の標準生活費、全国平均でございますけれども、そのデータに基づきまして、収入金額の約40%は入居費等以外の生活費として消費支出しているとの結果に基づきまして、入居費等の支払いに充てることが可能な金額の目安と致しまして、収入段階ごとの基準額、月額でございますが、を設定した上で、入居費等の負担額を4段階に区分する根拠としているところでございます。

まず、単身世帯の場合につきましては、第1段階を収入240万円を超える世帯、第2段階を収入210万円を超え240万円以下の世帯、第3段階を収入180万円を超え210万円以下の世帯、第4段階を収入180万円以下の世帯としております。

2人以上世帯の場合につきましては、世帯員全員の収入金額の合計を世帯員数で除した金額を収入金額として適用するものと致しまして、第1段階を収入210万円を超える世帯、第2段階を収入190万円を超え210万円以下の世帯、第3段階を収入160万円を超え190万円以下の世帯、第4世帯を収入160万円以下の世帯としております。

なお、収入金額につきましては、前年の収入のうち、非課税年金を含む年金収入、給与収入、利子収入、配当収入、事業所得、不動産所得、公的年金とし、それ以外の雑所得等の社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く収入の合計額としたいと思っております。

また、預貯金としまして世帯員数に1000万円を乗じた額を超える場合は、収入金額に関わらず第1段階としたいと思っております。

次に、下段の表の世帯別、居室タイプ別の入居費等の負担額でございますが、金額につきましては、お手元の表のとおり各収入段階ごとに設定したいと考えておりますが、大きく単身世帯と2人以上世帯に区分を致しまして、それぞれ収入段階に応じ、負担額を設定しております。

単身世帯につきましては、居室AとBタイプの入居の場合は同額と致しまして、Cタイプにつきましては、ABタイプとの床面積の広さの違いですとか2人以上世帯利用の場合の負担額とのバランスを考慮致しまして、収入段階による設定はしない考えであります。

2人以上世帯につきましては、居室Cタイプのみ入居としてございます。

収入段階ごとの入居費、共益費、状況把握・生活相談サービス費につきましては、先ほどご説明致しました収入金額による段階設定の中の基準額（月額）をベースと致しまして、第1段階のそれぞれの負担額に、第2段階は86%、第3段階は72%、第4段階は58%に軽減を致しまして、算定しております。

給食費につきましても、同じく第1段階の費用負担額に、第2段階は90%、第3段階は80%、第4段階は70%に軽減し算定しております。

なお、表の金額の給食費につきましては1日3食を30日間利用した場合の金額でございますが、実際は毎月の実喫食数で計算をしたいと思っております。

暖房費につきましては、10月から翌年の4月まで、居室タイプ別の定額料金を毎月加算をしたいと思っております。

また、電気料につきましては、各部屋に個別メーターを設置し、実費相当額を徴収をしたいと思っております。

敷金につきましては、入居費の2カ月分に相当する金額を入居時に徴収をしたいと思っております。

以上、資料3について説明を致しましたが、本条例の施行につきましては、公布の日からとさせていただきますと思っております。

以上、奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要について、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

## ●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

三浦議員。

## ●5番

只今の説明の入居費用等の表を見まして、特に低所得者に対する給食費が割安になっているという点は、大変評価を致したいと思います。

ただ、これを見まして、かなり所得の低い人も入れるということになっておりますので、その際の収入の不安定さというものに対して、どういうふうに対処するのかという点で、例えば、費用を払えなくなったというような場合には、多分入居の時にそういう



制約をするんだと思いますけれども、公営住宅の入居費用の払えなくなった時の手続きのような手続きでいくのかどうか、訊きたいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の三浦議員のご質問でございます。

収入の不安定さという部分での、その月の状況によって、例えば、入居費の支払いが厳しいという場合がある時の対応というふうに思っておりますが、基本的にはやはり公営住宅と同じような形の中で進めさせて頂きたいと思っておりますけれども、その部分につきましては、施行規則等々の中でルールを決めさせて頂きながら、適切な対応をしていかなければならないのかなというふう考えております。

基本的には、お支払い頂くということが基本になってきますけれども、その時の状況に応じて、例えば収入で、特別な事情があって、例えばお支払いが猶予しなければならない場合とかというのも当然ございますので、その時の状況に応じた中で、協議をさせて頂き、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

よろしくお願い致します。

●議長

その他ございませんか。

森岡議員。

●6番

只今、条例の説明がありまして、その中で利用料等について、今、事務長の方から入居費算定の根拠について説明がありました。

その中で、実際この議案書がきて、この利用料についての設定を見た時に、自分としては、ちょっと安いのかなという思いもあったんですけど、それで、2月の常任委員会の時に、このサービス付高齢者向け住宅について説明が、その時は概要の説明があって、その時に、きちっとその時は利用料が決まってません、その時の想定の方が今回より少し高いはず、高かったはずなんですけど、その中で、病院事業全体の、この収支計画ですか、32年度まで説明を頂いた、その中で今回このような設定をして、条例の中で利用料の取り決めをして、今、資料にもありましたように、第4段階にかかる世帯というか個人も含めて、約7割8割いらっしゃるのかなと。

当然募集をして入居ということになっても、そういう構成になるのかなというような想定の中で、今試算されていると思いますけれども、その時に、2月に出されたこの収支の予定と今現在、利用料がきちっとこれで定めた場合の収支の状況について、その違いがありましたら、説明を頂きたいと思っております。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

森岡議員のご質問でございます。

病院事業収支の今回の入居費の設定による、中期計画との対比という形なるかと思えますけれども、今回、議員のお話のとおり、中期計画との対比をしながら、また、今回の新しい入居費等々の設定をベースにした計画の数字の試算をさせて頂いているところでございます。

その上では、あくまでもサービス付高齢者向け住宅だけの収支という見方ではなくて、病院事業全体の中での収支計画ということでの試算というふうにさせて頂いているところでございますが、年間ベースということで、28年度は年度途中ということでございますので、年間ベースにおける病院事業会計全体で試算をさせて頂いたところでございまして、ただ、段階別の入居者数、試算する上での入居者数につきましては、まだこれからの募集によって、入居希望によっての段階別の入居者数はどうなのかということは、今の段階では定かではありませんけれども、今回試算をした中では入居者数を21人入居されたと仮定を致しまして、その中で、ABタイプ入居者7人、Cタイプ入居者で単身者が4人それと夫婦利用が5組10人として算定をし、更にその中で第1段階の方が4人、第2段階が4人、それと第3段階が4人、第4段階が9人として、入居費等を算定させて頂きました。

それに対する費用の関係でございますけれども、主な費用と致しましては3人の介護職員の人件費ですとか、経費の中では光熱費、燃料費、委託料等、減価償却費も算定をさせて頂いておりますが、この経費とこの減価償却費につきましては、3階部分の床面積按分によって、病院運営分と振り分けた形の計算をさせて頂いているところでございまして、結果と致しましては、議員のお話のとおり、先般お示しをしております、中期計画との32年度までの財政推計と比較した場合においては、経常収支、単年度実質収支とも収支不足が増えないという見込みでありますし、合わせて、一般会計からの繰入金についても増額にならないという見込みになってございます。

それでちなみに29年度で経常収支を見た場合におきましては、今のところの試算では、今の財政計画による経常収支につきましては、約3,670万の赤字ということになっておりますが、今回の入居費等々の細部の試算におきましては、2,270万の赤字ということでございますので、約1,390万の赤字が減るだろうという見込みになっているところでございます。

また、一般会計の繰入金につきましても、32年度までの状況についてどうなるのかということについて推計をさせて頂きましたが、29年度から32年度までの4年間の推計で申し上げますと、繰入金の額が当初、現行の計画より約2,400万繰入金が減るという見込みで推計をさせて頂いているところでございまして、そのようなことから、この今回のサービス付高齢者向け住宅の入居費等々で進めたとしても、この推計上は、赤字が増えるという見込みではないということを考えているところでございます。

また、今回の試算には含めていないんですけれども、現在、国、道と協議を進めております入居費等の軽減対策の財源措置の関係でございますが、厚生労働省とは、現在サービス付高齢者向け住宅への運営面の直接的な補助ではなくて、病院事業に対する間接的な補助、いわゆる救急医療に対する財源措置ということで、ご理解を賜っているところでございます。

また、国土交通省関係につきましては、現在、北海道の担当部局と公的賃貸住宅におきます家賃軽減への補助制度について今回のサービス付高齢者向け住宅の開設運営への採択をご理解頂きながら、計画書を提出する今予定になっておりまして、今のところ合わせて、約6800万の財源の確保が出来るんじゃないだろうかというような見通しで今進めているところでございます。

今後も引き続き、財源の確保に向け、関係機関と協議を重ねながら、サービス付高齢者向け住宅も含めた病院事業全体の経営健全化に繋げていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

森岡議員。

●6番

概要については理解をしたいと思います。

それで、今、私の質問に対して、非常に詳しいご答弁を頂いたんですけど、ちょっと条例とは外れてしまうかもしれませんが、最後に、国土交通省なりの、国土交通省とかということで、見込みがあると、それは、病院事業に対してということですけども、それと、今、住宅のこと言っていましたよね、最後ね、そのことも含めて、それが今、見込みがあるということは、今現在は決定してない部分だと思うんですけど、その部分についての、先程、副町長から入居の募集が少し後ろに押ししましたよね。

そのことと何か関わりがあるんですか。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の森岡議員のご質問でございます。

今回、資料4の方で、入居募集開始を、当初は8月中旬ということで見込んでございましたが、先ほどの私の話の通り、国交省サイドの公的住宅の家賃の低廉化事業という事業なんですけれども、今回の道との協議の中では、今回のサービス付高齢者向け住宅については、有料賃貸住宅としての事業の中の取扱いというふうになるだろうという道からの見解を頂いておりまして、その有料賃貸住宅の指定を受けるための計画書を今のところ8月下旬から9月ぐらいに道の方へ提出するという運びになろうかと思っております。

その上で、道との協議の中で、先般、7月20日に道と協議をした中では、その有料賃貸住宅の計画書を出し、道でその許可を受けた後でなければ、入居募集は出来ないという、そういった道の見解がございまして、そのようなことから、急遽その許可を頂いた後に入居募集開始というふうにさせて頂きたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

ないようですので、質疑を終わります。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第2号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時25分)

●議長

日程第5、議案第1号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の1頁をお開き下さい。

議案第1号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）」

総則、第1条、平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入については、補正はございません。

支出でございます。

第1款、病院事業費用73万8千円を追加し11億5,048万4千円とするものでございます。

平成28年7月22日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の概要について、収益的支出について説明を致しますので、議案書の3頁をお開き下さい。

今回の補正予算については、先ほど議決を頂きましたサービス付高齢者向け住宅の入居募集に関わる費用であり、病院事業費用、医業外費用の3目サービス付高齢者向け住宅費の経費において入居募集チラシの印刷、新聞折り込み費用73万8千円の追加計上をしているところでございます。

以上の結果として、単年度実質収支では4,851万円の赤字、繰越実質収支で1億5,026万7千円の黒字を見込んでいるところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

三浦議員。

●5番

今回の入居につきましては、町外からの転入者があることを期待してということもありましたけれども、このチラシの折り込みの範囲はどのぐらいでしょうか。

●議長

健康ふれあい課長

●健康ふれあい課長

只今の三浦議員のご質問でございます。

町外に関する周知ということかと思えます。

その上の新聞折り込みということなのですが、今回、このチラシの配布等の考え方に

ついてお話をさせて頂きたいと思います。

今回、印本費あと並びに新聞折り込み料ということで、補正を組まさせて頂いておりますが、現在考えております周知方法でございます。

まず町内、奈井江町内につきましては、世帯配布ということとか、あと、本町のホームページ、また広報誌等々で周知をしたいと考えております。

それと、合わせて中空知管内の各市町の住民の方、並びに美唄市の方に対しての周知ということで、今回チラシを新聞折り込みで周知をさせて頂きたいというふうに考えているところでございます。

また、合わせて道内、それ以外の道内の関係につきましては、特に札幌市の札幌奈井江会への方への周知も考えているところでございまして、その他関係団体等々も色々これから考えて、広く周知をさせて頂きたいと思っております。

また道外の関係でございますけれども、現在進めております定住自立圏構想での中空知管内の5市5町共同で進めようとしてございますが、首都圏等々に対する定住PRの事業を考えているということを知りまして、その中での今回のサービス付高齢者向け住宅へのPRも含め、進めてみたいと考えているところでございます。

また合わせて、本町へのふるさと納税の方、ふるさと納税者に対しましてのチラシの配布、周知、それともう一つは、住友電工グループに対しての協力依頼をしながら、そちらの方で色々広く事業を行ってございますので、その住友さんの方のご協力も頂きながら、周知をしていけないかなということで、今のところ考えているというところでございます。

よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

その他ございませんか。

森岡議員。

●6番

今、広告、広報活動について説明がありまして、努力を頂きたいなと本当に思います。

それで今、三浦議員の質問にもあったんですけど、町外からの移住も期待をしている、当然そういう事業だと思うんですけども、これ、町とCCRC構想ということで、事業を進めていく中で、当然、募集をする時に、さっきの条例には入ってないですけど、町外とか町内の仕分けがあるのかなという思いもしてたんですけど、そうではないような感じなんですけど、現実問題として、例えばサービス付高齢者向け住宅に町外の人がいなかったという場合については、国から当然、補助等なり援助を頂いて、この事業を進めてきた中で、そういう制約的な縛りというか、その辺は発生しないのかなということをちょっとお尋ねしたいと思うんですけど。

●議長

町長。

●町長

制約的な縛りはありませんので、ご理解頂きたいと思います。

ただ、私共としては、CCRC構想として、出しておりますから、努力はしていきたいと、こういうふうに思いますので、先ほど報告を申し上げまして、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

森岡議員。

●6番

分かりました。

それで、先ほど、募集にあたってのこの費用を使つての募集をされるわけですが、この第1期受付開始ということと、この通常受付開始ということで、10月1日はじめと、11月のはじめと、2つに分かれているんですけど、これの何か意味合いはどのようなものなんでしょうか。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

森岡議員のご質問でございます。

入居募集の期間についてということですが、まず第1次的に、まず、入居の募集の状況をみななければならないかなというふうに考えておまして、まず、10月上旬なら10月上旬スタートした上で、そのうちの1カ月間で、まず期限を作つて、まず1次的に入居募集をしたいと。

その状況を見た上で、もし空きがあるような状況がもしあれば、通常募集という形の第2次的な募集を進めてみたいと考えているところでございまして、1つの期限を作つた上の、その時の状況判断をしたいということでございます。

よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

ないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成28年奈井江町議会第3回臨時会を閉会と致します。

大変ご苦労さまでした。

---

(10時34分)